**入札説明書**

令和６年５月３０日付けで公告した「特別養護老人ホームつばさ　非常用自家発電設備設置工事」に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

**１　入札の執行**

（１）　 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行う。

なお、再度入札の回数は1回とする。

**２　入札等**

（１）　入札参加者は、設計書、図面、仕様書、契約書案（以下「設計図書等」という。）及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（２）　入札書（様式２-入札書）は、封かんのうえ封筒に入札参加者名を表記し、公告又は通知書に示した日時までに入札場所に参集し、提出しなければならない。

（３）　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札の前に委任状（様式３－委任状）を提出しなければならない。

（４）　入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（様式４－誓約書）を提出しなければならない。

（５）　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

（６）　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第２項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（７）　入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

（８）　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、社会福祉法人志真会は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

**３　入札書の金額**

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

**４　工事費内訳書の提出**

（１）本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。（ホームページで公表している工事費内訳書を使用してもよい）

（２）工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていること。

ア　入札参加者名、工事名及び工事場所。

イ　工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。

（３）工事費内訳書は、封書にし、持参により第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出しなければならない。

（４）次の各号に該当した場合、重大な不備があるものとして、入札を無効とする。

ア　工事費内訳書の提出がない場合。

イ　工事費内訳書とは無関係な書類である場合。

ウ　工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合。

エ　工事費内訳書に押印が欠けている場合。

オ　工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。

カ　工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目（ホームページで公表している工事費内訳書の設備機器費、設備工事費、試運転調整費）がある場合は、同様に取り扱うものとする。（以下、同じ。）。

キ　直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。

ク　工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

（５）落札者の工事費内訳書は受領し、落札者以外の工事費内訳書は返却する。

**５　配置予定技術者の確認**

（１）本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況（別添資料１）」を提出すること。

（２）落札者決定後、配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

**６　落札者の決定方法**

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内であって、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

**７　契約締結時期**

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

**留意事項**

(1) 提出された申請書類のみで資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。

(2) 工事概要等は、公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績について的確に判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。

(3) 代表者から委任を受けている場合は、申請者名は支店長等名で差し支えない。

(4) 専任配置予定技術者が申請時に他工事に従事している場合は、別葉（任意様式）に従事状況及び落札時の対応措置について記載すること。

落札後に技術者が配置できず、契約できない場合は指名停止等の恐れがあります。

なお、特段の理由がなく提出した配置予定技術者を変更することはできない。

**説明資料**

次の資料を添付すること。

（１）建設業許可申請書の写し（当該営業所が確認できるページのみでよい）

　 ※県内に本店のある者は、不要である。